○国土交通省告示第九百十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年九月十六日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5256号	第一種衛星航法装置	ＪＬＲ―7600	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
第5257号	〃	ＪＬＲ―7900	〃	〃

○国土交通省告示第九百二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年九月十六日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5280号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	ＦＮ―80	藤倉航装株式会社	東京都品川区荏原２丁目４番46号

人事異動

内閣

村上　泰史
環境大臣秘書官に任命する（九月十九日）

国務大臣　塩崎　恭久
内閣府特命担当大臣甘利明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（九月二十三日）

国務大臣　下村　博文
内閣府特命担当大臣山口俊一帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる（九月二十四日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視監　黒木　慶英
千葉県警察本部長を命ずる

（警察庁長官官房総務課長）同　斉藤　実
警視庁警備部長を命ずる（以上九月十日）

警察庁

（千葉県警察本部長）警視監　大山　憲司
警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　大山　憲司
辞職を承認する

（警視庁警備部長）同　平井　興宣
警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　平井　興宣
原子力規制委員会に出向させる

（原子力規制庁放射線防護対策部長）環境事務官　黒木　慶英
警視監に任命する
警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）警視長　白川　靖浩
警視監に任命する
警察庁長官官房総務課長を命ずる

（警視庁第一方面本部長）同　渡邊　国佳
警察庁刑事局捜査第二課長を命ずる

（警察庁刑事局長）警視監　栗生　俊一
警察庁刑事局捜査第二課長事務取扱を免ずる（以上九月十日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　可部　哲生
国際局長浅川雅嗣外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（九月二十二日）

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人中島浩は願により公証人を免ぜられた。

大野宗は公証人に任命され、東京法務局所属公証人中島浩の後任を命ぜられた。（以上九月十三日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

高知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、高知県最低賃金（昭和55年高知労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月26日

高知労働局長　伊津野信之

第４号中「１時間664円」を「１時間677円」に改める。

国家試験

国会議員政策担当秘書資格試験合格者

国会議員政策担当秘書資格試験委員会は、平成26年度国会議員政策担当秘書資格試験の合格者を次のとおり公告する。

平成26年９月26日

国会議員政策担当秘書資格試験委員長　中村　剛

受験番号	氏名	受験番号	氏名
0014	三品　耕作	0163	畔川　善行
0021	武田　尚子	0168	村上泰二朗
0039	赤羽俊太郎	0190	髙山　剛
0051	臼井　悠人	0203	山﨑　真浩
0069	吉中　信治	0225	山西　明彦
0085	名賀石　衛	0228	木上　雄介
0111	茆原　太陽	0248	前田　浩剛
0118	小野里　拓	0285	久米　元
0128	冨田　久雄	0293	片岡　新

（以上18名）

第10回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の３第１項及び第13条の４の規定に基づき、第10回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

平成26年９月26日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県

2　試験日　平成26年11月22日（土）

3　試験科目　個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。

4　受験資格　社会保険労務士法第13条の３第１項に規定する研修の修了者。

5　受験手続

⑴　受験申込み　受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア　社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号。以下「則」という。）第９条の４第２項に規定する研修修了証又は則第９条の５第２項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。

イ　写真

⑵　受験手数料　受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

⑶　受験申込先　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３―２―12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4882）（以下「試験センター」という。）

⑷　申込受付期間及び申込受付時間

ア　申込受付期間　平成26年９月29日（月）から10月14日（火）まで。